

〈研究ノート〉

## 社会福祉教育の基礎理論としての生活論を考える

磯部幸子

### 要約

阿部志郎はかつて「福祉は生活を視座とする。いのちも生活も『ライフ』と訳せるが『ライフ』はなにより『人生』を意味する。人間は多面で複合的問題に逢着しながら人生を過ごす。」と指摘した。こうしたことを引きあいに出すまでもなく社会福祉の理論、政策、技術、実践などあらゆる角度からみて、「生活」は社会福祉の基本であり、福祉課題＝生活課題と言えるくらい、社会福祉と生活は切り離せない深い関係にある。

社会福祉の視点に立った「生活論」を社会福祉教育の基礎科目として位置づける必要があるのではないか。基本となる生活理論を共有することで人々の生活支援を技とする社会福祉の専門職教育の基盤が安定すると考えられる。この研究ノートはその第一歩としたい。

キーワード 生活、労働、生活問題、社会政策、ライフ、生活支援、社会福祉教育

### 目次

はじめに

1. 本研究ノートのねらいと大学の社会福祉教育の実際
  - 1) 社会福祉の視点から生活を捉える必要性
  - 2) 大学における社会福祉教育と社会福祉士養成校の狭間にあって
  - 3) 本研究ノートの進め方
2. 先行研究に見る「生活」の捉え方
  - 1) 「生活」と「労働」との関係から捉える視点
  - 2) 社会福祉の対象として「生活」を捉える視点
3. 先行研究から導き出されることと課題
4. 社会福祉士養成カリキュラム改正の動きと社会福祉基礎理論の合意点をめぐって
  - 1) カリキュラム改正の特徴と厚生労働省のめざす社会福祉士のありかた
  - 2) 戦後の社会福祉専門職制度の歴史から学ぶべきこと
5. まとめにかえて

### はじめに

生活ということばは、あまりにも日常的に使われていることばであるため、特に意識をせず使用してしまっていることが多い。実際、社会福祉領域の教育現場では専門授業、社

会福祉現場実習および社会福祉援助技術演習など、いたるところで「生活」ないしは「社会生活」「生活問題」と、生活に関することばは充満しているのである。教員はそれぞれどういった定義を加えながら教育しているのであろうか。

かつて阿部志郎は「社会福祉教育のグランドデザインを描く」（社会福祉研究 第86号 2003.4 鉄道弘済会発行）の人間学という項において「社会福祉は、人間生活を分断して、年齢、問題群別に分け、機能的に解決を図ってきた。医学は『いのち』の伸長を、福祉は『生活』を視座とする。いのちも生活も『ライフ』と訳せるが、『ライフ』はなにより『人生』を意味する。人間は多面で複合的問題に逢着しながら人生を過ごす。」<sup>[1]</sup>といい、社会福祉の視座に言及し、生活＝ライフ＝人生を指摘した。こうしたことを引きあいに出すまでもなく社会福祉の理論、政策、技術、実践などあらゆる角度からみて、「生活」は社会福祉の基本であり、福祉課題＝生活課題と言えるくらい、社会福祉と生活は切り離せない深い関係にある。にもかかわらず、社会福祉辞典には「生活」という解説や定義の項目はない。ちなみに手元にある三省堂の国語辞典には「この世に生きて活動すること」「収入を得て暮らしていくこと」などとなっている。

また、貧困問題、労働問題で幾多の研究を重ねてきた岩田正美は、改訂新版「生活分析から福祉へ」の第一章Iの「生活とは何か」で「生活を定義するのは案外難しい。人間が生きていくすべての営みがこの言葉に含まれてしまうからである。」<sup>[2]</sup>と前置きしつつ、生命の再生産やそれを支える「労働」に関して言及し、さらに現代資本主義社会における人々の生活について、取り巻く社会のあり方との関係の中で一定の変遷があることを説いている。

「生活」を捉える学問は、これまで社会学の分野では「生活学」をはじめ、「生活構造論」「生活空間」「生活時間」など先進的に幅広く研究されてきたが、社会福祉分野では社会福祉の対象として捉えられることが多く、阿部志郎が言うように「生活問題の社会的背景」あるいは「障害者の自立生活」「要介護高齢者の在宅生活」さらに貧困問題分析における家計の実態や貧困の再生産を捉える視点で取り組まれてきた。したがって、社会福祉の視点にたつて「生活論」（仮称）とはなにかを展開するというより、社会学や経済学の論を援用する形で取り入れられてきているように思われる。社会福祉が国民全体の生活支援を視野に入れた政策や実践が追求されるいま、「生活」に対する社会福祉の基本的定義あるいは共通概念として、社会福祉教育の中の基本として位置づけられてよいのではないかという思いをあらたにするものである。

なぜこうした問題意識を持ったかという、ソーシャルワーカーを育成する大学教育現場に身を置く者として、学生に「生活」をどう教えたらよいのかという戸惑いの連続が、あせりとなって迫って来ているからである。

現在の大学生は、筆者が学んだ40年前の大学教育の実際と時代背景とが全く違う状況の中で生きており、日常の暮らしの中で生きることへの実感の希薄さが目立ってみえる。そうした現在の学生に「生活」をどう捉えているのかを聞いても共通する内容がなかなか見つからない。人々の生活を支える専門職の教育現場でなければこのような悩みを抱く必要はない

かもしれないが、しかし、2年生、3年生となって、社会福祉実践現場に実習生として出て行かなければならない現実があり、教員にとってその責任は大きいものがある。一度など、社会福祉現場実習で実習生がワーカーと一緒に生活保護世帯に訪問した際、その家の人が近くの水道に水を汲みに行く様子を見て、その意味するものが理解できず、質問もできずにその日の実習を終えた実習生がいた。学生は蛇口をひねれば水は出るものと思っており、実習生は水が出なかったのは故障したものと考えていたのである。ワーカーはなぜ直してやらなかったのか不親切だと感じたようであった。しかし、ワーカーにそんなことは言えないと思い黙っていたのだと、巡回にいった筆者に疑問を投げかけたのであった。この報告を聞いて教員として絶句した記憶がある。このような学生はある意味、特別だったのかもしれないが、基本的な生活のしくみを理解せず、まして生活困窮者の現状を想像することなど思いも至らないという状況で実習に出した指導教員として恥じ入る次第だが、このような現実が、「生活」をどう教えるか、考えさせられた動機のひとつでもある。

## 1. 本研究ノートのねらいと大学の社会福祉教育の実際

### 1) 社会福祉の視点から生活を捉える必要性

2000年前後の基礎構造改革以降、自立支援、生活支援、ケアマネジメントの制度・政策上に則った福祉現場実践の現状は大転換し、あわせて社会福祉教育現場（現実的には社会福祉士養成現場）は、利用者の生活支援を具体的に理解させるために、AさんあるいはBさんの「生活事例」をとおして生活支援とは何かを学生に教育する手法が多く取り入れられている。筆者もご多分に漏れずそうした方法を取り入れた授業も行っている現状で、基礎概念が飛んでしまっている。

こうした中で学生への「生活」ないしは「生活問題」をどう教えていったらよいかの悩みが深まってきている。

「はじめに」でも記したが、社会福祉援助技術演習の中で「生活」あるいは「生活を形作る構成要素」について尋ねると、多くの学生がそんなこと考えたこともないとの反応であった。自分の日ごろの日常生活から考えてもらおうと「私にとって生活とは朝起きて学校に来て、帰りにバイトして家に帰ること。」「生活に大切なことは携帯と音楽です。」という答えが返ってきた時もあった。ある意味ではそれが現実でもあるのだろうと思われるが、ここでは「人々の暮らし」という視点でかんがえてほしい、と言うと、「家族」「お金」「仕事」「家」などと断片的に単語が出てくる。このあたりから徐々につながりを考えていくようにしているが、生活を捉える基本がどこまで伝わればよいか定かではないため、自分の中に戸惑いとなって残ってしまう。また、生活費に対する認識について、親元を離れて生活している学生に尋ねると「生活費は3万円くらいです。」というのでどんな生活をしているのか詳しく聞くと、部屋代・光熱水費は学生に渡さず、親がそれぞれに契約し直接振り込んでいるため、学生の認識からは生活の必要経費としてこれらの部分が欠落している。食費と雑費で3万円、この金額を親が仕送りしている分として受け止めている。あとはバイト代で携帯電話や交際

費を自分が賄っていると認識しているのである。そのほか、大学生としての自分にかかる経費（授業料や交通費、教科書代など）がどのくらいか理解している学生は思いのほか少なく、まして自分の家の家計がどのように運営されているか、実情に関心を寄せている学生は少ない。親がどのような職業であるかも知らない、関心がない学生も思いのほか多い。「父は営業、母はパート」程度の理解であり、親も自分の子どもに家計のこと、仕事（の中身）のことなど日常的に家族で話し合ったりしていないのであろうと思われる。

こうした現状は、本学の学生に限られたことであろうか。現代の若者の傾向でもあるのだろうか。そうしたことを考えるうちに社会福祉教育における「生活支援」や「人々の社会生活」「生活問題」が発生する背景やそれぞれの関係性について学生はどのように捉えているのであろうか、特に最近頻繁に出てくる「生活支援」をどの程度理解しているのか疑問と不安を隠せなくなってきた。現在行われている授業や演習の中で、さまざまな事例（片マヒの人の例、生活困窮者の例、一人親家庭の例、介護を必要とする高齢者の例など）をとおして理解したケアマネジメント手法は現場実習においても、また、就職先においても有効に活用される教育であらうと思われる。「生活」を構造的に理解するというより、援助方法を教えるための技術論を重視した教育である。その必要性は十分に理解しているつもりであるし、そのことを問題視しているわけではないが、どこか基本が欠落していると思わざるを得ない。

今後、職を得て社会に出てさまざまな社会生活の現実と直面することになるソーシャルワーカーを養成する教育の場において、社会福祉の基本である「生活」に関して「生活論」として生活とはなにか、生活を構成する要素と関連する事柄との関係、さらに生活問題の発生機序などについて、学生が理解できる共通概念を授業の中に体系的に組み入れることとの必要性についてこの研究ノートの中で追求していきたい。

今回論文としてまとめられなかったのは、いつに準備不足、力量不足である。今後研究ノートとして、今回のテーマを数回に分けて研究を深めることが適当と考えたからである。

## 2) 大学における社会福祉教育と社会福祉士養成校の狭間にあって

このことは社会福祉教育の大学のあり方と社会福祉士養成校としての大学の二つの機能を持つことからくる、カリキュラム設定に大いに関係があるのではないかと考えている。

制度発足以来20年を経た社会福祉士養成教育の中で体系的に組み立てられた「生活」に関する理論が用意されているのか、最近の社会福祉士養成講座の教科書を調べてみた。「社会学」の教科書に記述されているが、社会福祉原論や公的扶助論、社会保障論、地域の生活問題を対象とする地域福祉論においても特にページを割いて基本的考え方が述べられてはいない。社会福祉領域のどの科目も、その多くがいくつかの事例を活用して生活支援の理解を解いているのが現実である。

社会福祉において「生活」は基本の中の基本であることは「はじめに」でも触れたとおりである。その概念が共通に位置づけられていなければ、社会福祉教育として社会福祉の基本的なことが教育できないのではないかと。基本がないままに「生活支援」に関していくつかの

事例をとおして学んだとしても、果たして現実の「生活」とそれを構成している要素あるいは関係のある領域やつながりなどを理解できるのかどうか、不安と疑問を持たざるを得ないのである。

大学での基礎理論教育ならびに専門教育のカリキュラム編成と養成校のそれとでは、目的が違うのであるから中心となるカリキュラムの内容に違いが出てくることは当然である。しかし、現状の社会福祉系の大学教育の実態は、大なり小なり、社会福祉士養成校としてのカリキュラムが中心をなして位置付けられ、養成校以前に社会福祉系の大学にもあった「社会政策」「生活構造論」などが後ろに追いやられたか、科目そのものがなくなってしまっている現状である。今日の学生の進学の傾向として、資格取得に目的を置いている様子が見える。そのため社会福祉士養成のための必修科目は履修するが、「社会福祉史」や「社会保障論」（公的扶助論と地域福祉論のいずれかのうち1科目と指定されれば、取りやすい科目の履修となる）などは二の次になってしまう傾向を示している。また「生活」と切り離せない「労働とはなにか」を学ぶ機会もほとんどない状況（科目自体がない）にあるのではないだろうか。今後、この研究ノートの続編として、他大学のカリキュラムも比較研究していく必要があるだろう。

今日の社会福祉系大学が社会福祉士養成校として存在意義を見出している以上、この流れを変えることはできないが、大学本来の社会福祉専門職教育との狭間で、今年度もっと大きな揺らぎを受け止めざるを得ない事態が起こって来た。そのことに関しては別に触れることにする。

ともあれ、大学における社会福祉の基礎理論には社会福祉の視点に立った「生活とは何か」あるいは「生活論」が置かれることは当然であると考えられるものである。

### 3) 本研究ノートの進め方

こうした理由から、この研究ノートでは、社会福祉領域における「生活」に関する共有できる考え方、あるいは教育現場で伝えるための納得できる捉え方を明らかにしたいと思っている。そのことを目的として何段階かに区切りながら研究を進めたい。

研究の視点としては、一人の生活あるいは一家族の生活の構成要素の確認を行い、それらの個々の生活が社会政策（労働者政策を中心に）、経済政策、および社会福祉政策（制度やサービス）さらに、地方自治体における生活支援政策（地方自治体の姿勢および格差）や住民の主体的活動などが相互に関連して生活は営まれ、より充実するものであることの立証、さらに社会福祉の対象となる生活問題の発生機序について理論分析し、そして現実におきている社会的事実との関係で実証していきたい。

これらのことは、おおむね先人が明らかにしている内容であるが、そのことを理解した上でなお、自分としての納得のいく理論形成を図ることを追求していきたい。

なお、「生活」をめぐる現実的問題の時代設定に関しては、1990年前後の高度経済成長が破綻し、格差社会、ワーキングプアなどの具体的生活実態が露見し、社会問題化してきたこ

こ10年前後に焦点を当てて、考えていくことにしたい。

なお、この主要な目的を果たすことのほかに、社会福祉教育の大学としてのあり方と社会福祉養成校としての大学のあり方の問題点も見逃せない事実となって浮上してきたため、今回の研究ノートに急遽このことを取り上げることにしたい。

2007年度には社会福祉士および介護福祉士法が改正され、それを踏まえた社会福祉士養成校のカリキュラムが2009年度から大幅に改正されることになり、全く準備のないまま社会福祉士養成に関連する大学のカリキュラムも新カリキュラムに沿った読み替えを要求されている。このことと社会福祉教育における基礎理論をどう考えるか、問題提起をしたいと考えたからである。今回の研究ノートの主旨から見て若干変則的な組み立てになるが、お許しをいただきたい。

## 2. 先行研究に見る「生活」の捉え方

### 1) 「生活」と「労働」との関係から捉える視点

岩田正美は2004年7月に発行された「社会福祉研究」通巻第90号記念特別号（鉄道弘済会）の「日本の社会福祉の研究力」と題した論文の中でいくつかの今日的な研究課題に言及しているが、その中のひとつに次のような内容を取り上げている。少し長くなるがこの研究ノートの基本にかかわることでもあるので、ここに引用する。

「ここでの強調点は、特に労働と生活の変化が今日どのように起きているかということ自体の解明が、現代の社会福祉研究にとっても大きな出発点となる、ということなのである。むろん、それは社会科学全体の共通課題であるが、社会福祉研究は、例えば貧困研究や家族の変容、高齢者や障害者の生活を通じて、その解明の一端をにすることができようし、他の研究分野との共同作業が求められる。なお、この場合、戦中戦後日本で花開いた生活構造論研究が、工業社会への変化をその基礎にもったのだとすれば、ポスト工業化社会の変動を迫られている労働と生活の不確かなありようをどのような枠組みでとらえうるかという課題もある。」さらに加えて「このような労働と生活の変化を把握する方法や視点の変化にもっと敏感でありたい。」<sup>[3]</sup>

筆者の問題意識はまさに、このことを現代に生きる学生が認識しているかという疑問とあわせて社会福祉教育においてそこに踏み込んだ「生活論」があるのかないかということである。

時代的背景としてポスト工業社会に関しては、今回の研究ノートにゆだねるしか手持ちの知識がないが、日本（世界的流れと受け止めるべきだろう）における産業のあり方が根底から変化しているということは認識できる。岩田が言う「生産や社会のありかたは、時代によって、あるいは地域によって異なってくる。同じ生命の営みである生活も、この生産や社会のありかたに強く規制され、それとの関係で、異なった様相をもたざるをえない。」<sup>[4]</sup> ことを、再認識し、生活の構成要素を示し、社会との関連、労働との関連、経済の動向との関連で変動し、そこから生活問題が生じてくるメカニズムを明確する科学的視点の重要性を

おさえる。そしてそれに対してどのようなアプローチ（支援方法）を持って、問題整理をし、解決策を立て、サービスや多様な社会資源の調整を図るのかという展開で「生活論」を社会福祉教育に位置づけることで、技術論に傾倒した感が否めない今日の社会福祉教育に軌道修正が出来るとも考えられる。

岩田の師ともいえる江口英一は長く貧困問題に取り組み、社会福祉教育の流れが技術偏重、政策追随の様相を呈する時代になっても、一貫して人々の生活問題の背景にあるものは何かを本質的に追及してきた研究者であるが、「生活」に関して改訂新版「生活分析から福祉へ」－社会福祉の生活理論－（光生館）の序で次のように述べている。「生活とは、人間が生命を維持し保全するために必要な財貨を消費し、自立を目標に、何年、または何十年にもわたって、さらには世代間にもわたって、長期に営まれていく人間の活動であって、それを通じて、自らの働く力（労働力）を日々作り出し、次代を担う人間を家族のなかで作り出していくものである。それはもちろん孤立的にバラバラに行われるものではなく、地域社会のなかで集団のなかで行われる。そこに社会関係が作られ、生産関係が生まれる。」さらに「こうして雇われて働く者と働かせる者とが形成され、所得の獲得とその消費の繰り返しのなかで関係が強化される。この支配と従属の関係のなかで文化や慣習といわれるものがそれぞれ形成され、階級や階層が産み出されていく。その階級または階層には所得の多寡・大小の差があり、平均またはそれ以下の階層に属する人々を「社会大衆」とか「庶民」といい、さらにその下方の階層に属する人々を『社会的底辺層』などと呼ぶ。」と続く<sup>[5]</sup>。

「はじめに」でも引用した岩田正美は、江口と同じ書の「第一章 分析視角－現代生活の枠組と社会福祉」の中で人々の営む「生活」と「社会」との関係を次のように分析している。「生活はいつの時代も、どのような社会でも、こうした生命の根源的な営みである。しかし同時に、人間はこの生命の再生産を支える生活財の生産＝労働を行い、また、こうした営みを共有する社会を再生産してきた。だから、生命の維持再生産といっても、それは生産を組織し、社会を形成して、その中で生きていかざるを得ない、そうしたものとしての人間の維持再生産である。ところで、生産や社会のありかたは、時代によって、あるいは地域によって異なってくる。同じ生命の営みである生活も、この生産や社会のありかたに強く規制され、それとの関係で、異なった様相を持たざるをえない。ここでまず明らかにしたいのは、ここでいう社会福祉がその中から生まれ、現代の生活の基礎となっている近代社会（自由主義・資本主義社会）での生活の特徴である。」<sup>[6]</sup>とし、近代社会の特徴に関して近代以前は自給自足の生活が基本で、そのために土地に縛られた共同体規制を受けた生活をしてきたが、近代社会はそのことから解き放たれ自由になった個人や家族は、生産が生命の維持再生産と切り離されて、特定の個人や家族が生きていくための生産ではなく、商品を作り出す生産活動に従事するようになる。近代社会は自由を受け取った代わりに、今度は個人責任の基に自立と自助が求められるようになったと分析した上で、近代社会の生活に関して次のように指摘している。「第一は労働とそのための就労の確保、第二は居住の確保、第三は世帯の形成と家族の必要充足の具体的確保および家事・育児などの遂行である。」と<sup>[7]</sup>。

岩田による近代社会における個人の生活の特徴と分析の視点は他の著書や論文においても多くあり、こうした延長線上に今日のワーキングプアやホームレス、母子家庭問題などの貧困層に関する問題提起を精力的に重ねていることは多くの関係者が知るところである。

もう一人、労働と生活、そして社会政策との関係を構造的にとらえている研究者に三塚武男がいる。江口、岩田との違いなどに関しては今後さらに研究ノートで深めて行きたいと考えているがその全体像は図1を参考にされたい。

三塚武男は「社会事業の基本問題」で有名な孝橋正一を師とし、孝橋理論の継承者として、自主研究会を通して若手研究者の育成に努め、また、生活問題を把握するための徹底した実態調査にこだわり、人間の生活の分析やその背景にある問題を明らかにする研究法が特徴である。中でも、労働政策と社会福祉の関係性に関する研究、労働者福祉の視点での調査研究に力を注いできた研究者である。

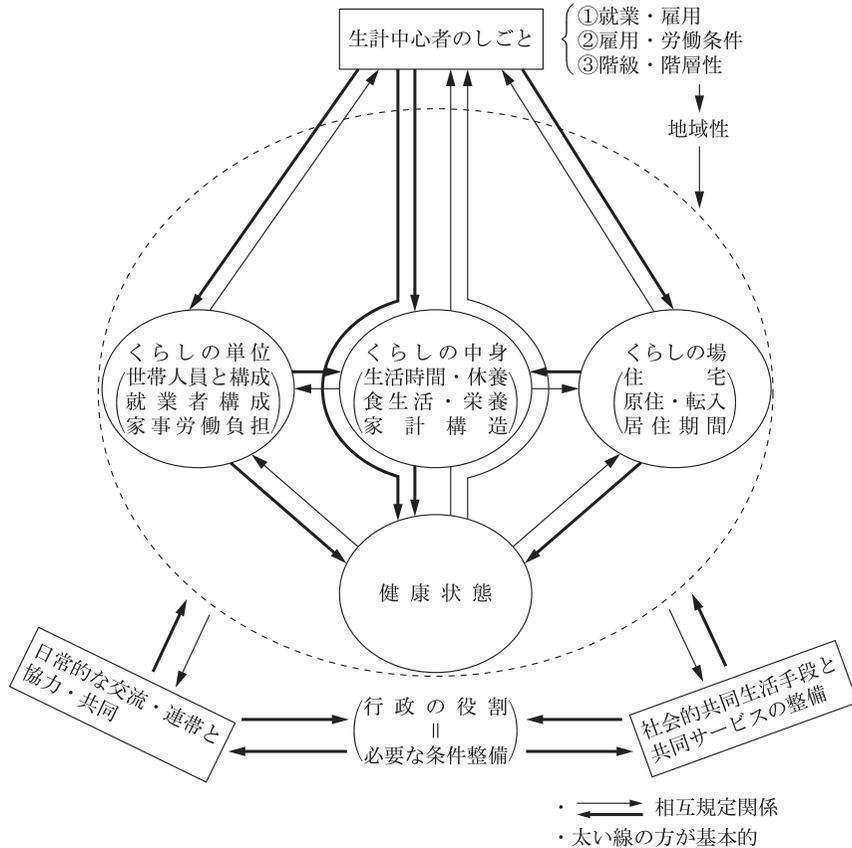
三塚は生活に関する問題の捉え方を次のように述べている。「人間のくらしとは周りの人たちと力をあわせてかけがえのない生命をまもる営みであり、日常的には健康の保持・増進のために努力することです。したがって、生活問題の社会科学的な調査研究においては、人間のくらしといのちは一体のものであるという『ライフの視点』から問題を構造的・法則的なものとしてトータルにとらえることが大切です。」また別なところでは「人間は環境や社会によって規定されると同時に、力を合わせて現実に関わりかけ歴史をつくりかえることが出来る社会的な存在であり、人間のくらしは社会とその基盤としての生産の担い手である多数の働く人びとのいのち・健康の維持と再生産の過程としてとらえることです。」「生活問題とは、資本主義社会の仕組みのなかで、社会を動かしている資本の蓄積運動の法則（理論）によって、働く人びととその家族のいのち・健康の維持と再生産が歪められたり破壊される現実から発生してきます。」<sup>[8]</sup> 三塚による生活の捉え方あるいは生活を営む人びとの捉え方には明確な主張がある。

生活者は社会に対し、力を合わせて歴史をかえる存在であり、資本主義社会における労働者の置かれた立場認識が明解であり、労働運動の視点がはっきりと記されている。その上で次の図で家族・労働・社会・各種生活政策・労働者政策そして地域政策やつながりの関連を示している。

この三塚が展開する生活を構成するしくみとそれらを取りまく労働（職業）、地域社会、制度や社会体制、人々の交流やつながりの関連性の中で「生活」を捉える考え方は、筆者にとって非常に理解しやすい考え方である。これまで、大学のいくつかの授業においてこの考え方を導入して学生に「生活とはなにか」を考える試みをしてきたが、筆者の理解力の浅さからか満足いくほどには反応がない。つぎの研究ノートではこのことを掘り下げながらより具体的に考えていくことにしたい。

## 2) 社会福祉の対象として「生活」を捉える視点

社会福祉の理論および実践において「生活」を捉えていない研究者はいない。その代表と

図1 生活問題をとらえる基本的な柱と枠組み<sup>[9]</sup>

出典：「生活問題と地域福祉」三塚武男著 ミネルヴァ書房P83より

しての岡村重夫の「社会福祉原論」の中で次のように述べている。「われわれの生活は、個人が社会との交渉関連を持つことによって行われるものであり、ことに、社会制度を離れたところでは具体的な生活はありえないのである。従って、生活難といわれるものも社会生活上の困難であると考えられる。社会福祉が問題とする生活困難ないし生活問題とは、常に個人の社会生活上の困難ないし、問題である。同時に社会体制や社会制度を生活から切りはなして抽象的にそれ自体を問題にすることは、社会福祉の範囲外である。社会生活とは個人が社会制度との交渉関連によって、はじめて可能なものであるからである。」<sup>[10]</sup>として社会福祉と生活の関係、生活とそれを取りまく社会制度、社会体制を切りはなせない関係にあることを指摘している。

岡村を師とする白澤政和（現在日本社会福祉士養成校協会会長）は「ケアマネジメント概論」で、ケアマネジメントの目的は人々の地域生活を支援することが目的であるとした上で、従来の医学モデルの視点から支援するアプローチではなく、生活モデルのアプローチの方向性を訴えている。そのケアマネジメントを実践する際に人々の生活を見る視点として①

人と環境の接点の側面②身体機能の側面③精神心理的の側面④社会環境的な側面を挙げている。白澤はまた、ケアマネジメントの際の生活支援の原則（正確には社会生活援助の原則となっている）について次の4つの視点を唱えている。一つは、生活の全体性であり、生活をトータル（先に示した四つの視点）から捉えることであり、ある側面（例えば、身体的機能面）からだけその人の生活を捉えては援助とはならないという意味である。二つには生活の継続性であり、人々の生活はこれまで積み重ねられた変遷の上に今の生活があることを理解する大切さであり、三つ目は個性であり、生活様式、生活文化、さまざまな暮らしの手順や道具の使い方、生計のありようなど全てにわたって生活は個別的であること、四つ目には地域性が挙げられている。季節の違い、文化・慣習の違い、地理的・物理的・社会資源の違いなどを考慮することがケアマネジメントをする際に重要な原則であるとしている。

「生活論」を考えていく上でこのことは参考になる原則であると考えられる。特に生活をトータルに捉える視点がポイントになってくるだろうと思われる。

### 3. 先行研究から導き出されることと課題

「生活」を捉えた先人はほかに多数存在するし、さまざまな考え方がある。社会学の領域で論じられている「生活」をめぐる内容も避けては通れない。特に今和次郎や中鉢正美はそれぞれ違う視点からではあるが「生活学」を提唱してきた。中鉢正美の生活学は筆者が求める方向性の基本を示すものとして注目しているし、今の業績は「考現学」や「日本生活学会」を打ち立て、今日へと続く意味深い内容を含んでいる。今回は準備不足のため、これまで筆者が関心と興味の範囲で手元にあった研究書を中心に羅列しただけであるが、次回には系統立てて整理し、先人の研究成果を参考にしつつ、1.の3)研究ノートの進め方で示したとおり、筆者が仮説的に考えている内容を膨らまし、「生活論」の全体構成を追及したい。視点はあくまでも「生活」と「労働」をキーワードにしつつ、社会政策と社会福祉の関係から社会福祉の基礎理論としての「生活論」を考えている。

この研究ノートの到達点は生活に関する理論研究を目指すものではなく、あくまでも人間が営む生活の構成要素と個人の生活をめぐる社会制度、経済政策、地方自治体の政策、地域社会との関係性を明らかにすることにある。今回は取り上げた先行研究については一部を表面的に捉えているだけ、それぞれに対し問題意識を感じている程度にすぎない。次回の研究ノートで注目した先行研究（特に、岩田正美の理論および三塚武男の研究枠組みの着目）を検討した内容が少しでも深めて論述ができれば一歩目的に踏み出せるのではないかと考えている。

### 4. 社会福祉士養成カリキュラム改正の動きと社会福祉基礎理論の合意点をめぐって

#### 1) カリキュラム改正の特徴と厚生労働省のめざす社会福祉士のありかた

社会福祉士の登録者数は平成20年2月時点で9万536人（社会福祉国家試験振興試験センター発表）となっている。試験開始から20年でこの人数が多いのか少ないのか判断が分かれ

るところだが、平成20年の3月末日の合格者、13,865人を加えるとようやく10万人を超えることになる。

おりしも平成21年度から社会福祉士養成におけるカリキュラムの（介護福祉士も改正）大きな改正が提起された。社会福祉教育としての学問体系から見た場合、改正案にボーゼンとせざるを得ないが、改正の基本はあくまでも「実践力の高い社会福祉士の養成」の観点から養成カリキュラムの見直しを行ったとしている。その中に、「生活とは何か」という項も示されている。前後の状況から判断して従来の社会学の領域での展開ということが予想できる。

今回の養成カリキュラム改正によって厚生労働省が社会福祉士にどのような機能を持たせたいのか鮮明になってきたと思われる。昨年末に改正案が発表されて以降、平成20年3月8日にはその間に寄せられたパブリックコメントを踏まえて（パブリックコメントの公開問題をめぐって課題を残しているが）若干の手直しを加えられて、新カリキュラムが厚生労働省から示された。その大筋は次のとおりである。

改正案 (1,200H)	現行 (1,050H)
1. 人・社会・生活と福祉の理解に関する知識と方法 (180H) <ul style="list-style-type: none"> <li>・人体の構造と機能および疾病 (30H)</li> <li>・心理学理論と心理的支援 (30H)</li> <li>・社会理論と社会システム (30H)</li> <li>・現代社会と福祉 (60H)</li> <li>・社会調査の基礎 (30H)</li> </ul> 2. 総合的かつ包括的な相談援助の理念と方法に関する知識と技術 (180H) <ul style="list-style-type: none"> <li>・相談援助の基盤と専門職 (60H)</li> <li>・相談援助の理論と方法 (120H)</li> </ul> 3. 地域福祉の基盤整備と開発に関する知識と技術 (120H) <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域福祉の理論と方法 (60H)</li> <li>・福祉行財政と福祉計画 (30H)</li> <li>・福祉サービスの組織と経営 (30H)</li> </ul> 4. サービスに関する知識 (300H) <ul style="list-style-type: none"> <li>・社会保障 (60H)</li> <li>・高齢者に対する支援と介護保険制度 (60H)</li> <li>・障害者に対する支援と自立支援制度 (30H)</li> <li>・児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度 (30H)</li> <li>・低所得者に対する支援と生活保護制度 (30H)</li> <li>・保健医療サービス (30H)</li> <li>・就労支援サービス (15H)</li> <li>・厚生保護制度 (15H)</li> <li>・権利擁護と成年後見制度 (30H)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医学一般 (60H)</li> <li>・心理学 (30H)</li> <li>・社会学 (30H)</li> <li>・社会福祉原論 (60H)</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・社会福祉援助技術論 I、II (120H)</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域福祉論 (30H)</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・社会保障論 (60H)</li> <li>・老人福祉論 (60H)</li> <li>・障害者福祉論 (60H)</li> <li>・児童福祉論 (60H)</li> <li>・公的扶助論 (30H)</li> <li>・介護概論 (30H)</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法学 (30H)</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談援助演習 (150H)</li> <li>・相談援助実習 (180H) 実習指導 (90H)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会福祉援助技術演習 (120H)</li> <li>・社会福祉援助技術現場実習・実習指導 (合計270H)</li> </ul>

※必ずしも改正科目と現行科目の左右が一致しているわけではないが、おおむね近い位置に配してみた。(出典：2008年3月8日 法政大学で開催された社会福祉士・精神保健福祉士・介護福祉士の新たなカリキュラムの作成にむけて 説明会資料を活用 主催：日本社会福祉教育学校連盟・日本社会福祉士養成校協会・日本精神保健福祉士養成校協会)

これを見るといくつかの疑問や危惧を抱かずにはいられない。

一つ目は、社会福祉学（現段階では論から学への移行期間というべきかもしれない）の学問的立場から見た場合、新カリキュラムの全体的体系が果たしてよしとされるのであるのか、大きな前提に疑問が残る。これは厚生労働省が社会福祉士が即戦力を持ちすぐに実践に

役立つ現状の制度、サービスに精通した役割・機能を持った専門職をめざしているからであり、全体のカリキュラム内容が現任者養成の視点で構成されている。

このことに関して、3月の日本社会福祉教育学校連盟の臨時総会の席上で象徴的な質疑のやりとりがあった。当日参加者の一人から「社会福祉の大学教育と社会福祉士養成は基本的に違うことは理解した上で、なお現実の大学教育の場では大学教育と養成教育は切り離せない現状がある。また、今回の改正内容は社会福祉とは何かをあいまいにしており、学問的に統括する理念や考え方が盛り込まれる必要があるのではないか。」との質問が出された。筆者にもこのことは当然のことだと思われた。しかし、大橋謙策学校連盟会長の答えは「あくまでも今回の改正は社会福祉士養成課程のカリキュラムであり、大学教育におけるカリキュラム改正ではない。学問として各大学で上乘せされればよい。そもそも厚生労働省は大学に社会福祉士養成をしてほしいとは言っていない。また、資格制度は厚生労働省が作るもので、学校連盟が作るものではない。」というものであった。これはどこからみても詭弁であろう。質問者が言うまでもなく、多くの大学では社会福祉士養成が大学の中心的位置に置かざるを得ない状況にあり、本学もそのことは他の多くの大学と同じ状況である。今後、大学での社会福祉教育と社会福祉士養成としての狭間で大学がどのようなスタンスで教育方針を貫くかという姿勢が問われているのである。

二つ目は、社会福祉士が実践力を持つことは当然ではあるが、社会福祉士は日本で初めての社会福祉の専門職資格である。その核となる専門職養成カリキュラムにおいて基礎理論や理念がばらばらになって見えにくくなり、実務者の現任者養成の内容に切り替わるということは本質的に専門職養成の視点から問題が残るのではないかという疑問が浮上する。

先に示したように、今回のカリキュラム改正は「社会福祉士および介護福祉士法」の見直しを受けて、実践力を身につけた社会福祉士を養成することに焦点を合わせた改正となっている。そのため、現在の制度や政策を熟知し、国の方針に沿って働く実務者が必要であるということである。国家資格であるということは、良し悪しは別として当然といえば当然なことと言わざるを得ない。社会福祉士がスタートした20年前に日本で最も古く社会福祉教育に取り組んだ大学の教員が、国家資格は大政翼賛的資格であり賛成しかねること、大学が予備校化することにどう対応していくのか、という明解な問題提起をされたが、あらためてその時の光景を思い出す。まさしくそのことが現実となって大学の教育現場に鮮明にあらわれたわけである。

ともかく、日本で唯一の社会福祉の専門職養成において社会福祉の基本的学問をベースとした教育体系が崩れてしまうことは社会福祉士の役割と機能の変質の危惧となりかねない。

三つ目は社会福祉士の役割・機能が、相談援助に矮小化されるような危うさが持たれること。

これまで社会福祉援助技術論、社会福祉援助技術演習および社会福祉援助技術現場実習という名称で行われてきた科目名が、新カリキュラムでは相談援助の基盤と専門職ならびに相談援助の理論と方法、相談援助演習、相談援助実習と名称が変更されている。この事実から、

社会福祉士の役割機能が、改正された法律の内容に沿って矮小化されるのではないかという危惧が生まれる。社会福祉士は確かに相談援助を主要な機能とするが、そのほかの機能ももちろんある。例えば、ソーシャルアクション、さまざまな支援計画づくりや住民の組織化、イベント企画や連絡調整などなど、こうした地域活動支援機能などを中心としたソーシャルワーク機能を軽視することになりはしないか。おそらく今回の背景にはコミュニティ・ソーシャルワークを実践することが基盤に据えられ、そのために社会資源の開発や調整、ネットワークなどが挙げられていると推測できる。しかし、従来のコミュニティワークの部分がすっぽりと消えている意図がどこにあるのか、国際的にみてもいまどきソーシャルワークを直接援助法や間接援助法と切り分けることが時代遅れと考えられるためか、いろいろな論議があったのであろうが、いずれにしても日本におけるソーシャルワークの役割・機能の矮小化にならないよう注視していきたい。

四つ目には、従来の社会福祉原論や児童福祉論や障害者福祉論の基本科目が新カリキュラムでは名称も消え、理論から制度・政策に大きく変更している。(改正案の表参照)その上、時間数も半減しているものもある。他の科目に振り分けられている部分もあるので一概には言えないが、社会福祉教育の視点からみれば教育現場では大いに惑わされることになる。

こうした問題のほかに、関係する大学ならびに教員にとってあまりにも検討する時間のなさは致命的といわざるを得ない。こうした状況の中でこれからの社会福祉専門職教育が変更していくことに対しても、我々はもっと敏感にあるべきではないかと思わずにはいられない。

## 2) 戦後の社会福祉専門職制度の歴史から学ぶべきこと

戦後の社会福祉教育の歴史は、貧困問題と資本主義社会の関係性の究明に始まり、その学問的背景を受けて福祉事務所配属の職員の教育養成として、社会福祉主事任用資格を生み出した。その後、社会福祉施設の増加、社会福祉政策の拡充などを受けて専門職のあり方をめざし、中央社会福祉審議会の職員問題専門分科において論議が費やされ、1971年に、戦後初めての本格的な社会福祉専門職員の充実強化方策として「社会福祉士法」の制定試案が公表された。この内容をめぐって紆余曲折した関係者の結論は時期早尚で「社会福祉士法」は制定されることはなかった。この時期にはソーシャルワーカーより介護職など直接的対人援助職の量の問題が切望されており、教育の基準となる内容もあいまいであった。

その後、1980年代前後から日本の社会福祉政策は施設中心から在宅福祉、地域福祉へとシフトし、社会福祉現場は行政や施設現場を越えて地域社会に拡大する方向をたどることになる。この間、大学は専門職養成より政策研究、政策立案、課題提起などに重点をおいた理論と援助法の教育が進められてきた。しかし、社会福祉制度政策が大きく変化・拡大していく時代背景を受けて1983年には日本社会事業学校連盟（現日本社会福祉学校連盟、以下学校連盟と称す）は社会福祉専門職員制度の創設と社会福祉教育のあり方が（社会福祉主事任用だけでよいのかという疑問の上で）検討されることになった。

学校連盟では大学の自治や各大学の独自性を尊重する視点を前提にしつつ、学校連盟とし

て専門職員養成基準をつくることを検討した。時期を同じくして日本ソーシャルワーカー協会や全国社会福祉協議会などでも社会福祉専門職制度の必要性が訴えられることとなった。1986年に東京において国際社会福祉大会ならびに国際社会事業教育会議が開かれた際、その席上で各国から日本の社会福祉専門職制度の不備が指摘されるに至り、こうしたいくつかの背景が後押しする形で1987年に「社会福祉士および介護福祉士法」が成立をみた。

この法律のできた時期、もうひとつの見方が現場ではもっぱら言われていた。それはこの時期に、介護問題が社会問題化しており、ケアワーカーの質の向上は急を要する問題であった。さらに、その後明らかになる介護保険制度の創設に国が本格的な取り組みをはじめており、そうした時代的背景が大きく資格制度に影響した事実である。社会福祉士と介護福祉士が抱き合わせで法制化されるに至ったことは、このような介護保険制度創設と介護の社会問題解決のための政策的意図（介護保険制度で職員の人件費を支出するには、それ相応の資格や社会的訓練を受けている職員であることの社会的認知が必要であることなど）が大きいといわれるゆえんである。

こうした歴史から学ぶべきことは、厚生労働省が中心となって推進する社会福祉士制度のあり方と社会福祉教育学校連盟が考える教育のあり方はすべて一致することはありえない。協力し合いながらも大学教育の自治は保障され（今回も厚生労働省は大学のカリキュラムとは一定の区別をつけ、実習・演習のみに限定をつけている）学校連盟として養成カリキュラムに意見を提案していくことは当然のことといえる。学校連盟が当初から問題点を指摘せずに「制度は厚生労働省がつくるものである。」といった態度をとること自体、異例と言わざるを得ない。

その後、社会福祉士制度は、実習先の範囲が拡大されるなどこの20年の動きの中でさまざまな変化を重ねてきている。また、精神保健福祉士の国家資格がスタートし、社会福祉士と共通科目の設定など相乗りしている。2007年度には、今後社会福祉士の二階建て論（ベーシック社会福祉士に加えて児童、高齢者、障害児者など専門領域別）に関して本格的に論議が開始されることになった。

先にも述べたとおり、人々の生活を支援する機能を技とするソーシャルワーカー教育の現場で、基礎学問がおざなりになっていくことはやはり専門職教育の視点からも見過ごすわけにはいかない。養成カリキュラム内容が学問体系を崩して実践者の現任者養成化する本当の意図はどこにあるのか。今後、地域社会のさまざまな団体・組織に社会福祉士が広がっていくことを予測し、1970年代、イギリスで起こった革新的な社会運動型ワーカー時代の再現を警戒してか、あるいはもっと別な理由によって具体的な実務家養成を急いでいるのであろうか。

いずれにしても、今回のことは社会福祉教育学校連盟の姿勢は、歴史的に大きな問題を残した結果となった。

## 5. まとめにかえて

今回の研究ノートは取り上げた課題が大きく2つに分かれて変則的なまとめになってしまった。これからの研究の進め方については、先にも記したとおり、社会福祉の基礎理論としての「生活論」の研究ノートに取り組んでいきたい。今回、先行研究の内容を羅列しただけに終わったが、これをさらに分析し、検討を加えること、さらに、今回取り上げていない一番ヶ瀬康子の生活論や社会学領域の「生活学」や「生活構造論」を加えて、筆者なりの研究内容に変化させ独自性を持たせ「生活論」の構成内容の歩を進めていきたい。ただ、社会学の分野では、「生活」があまりにも一般的な概念であるため、学問領域から追放しようとする考えも提起されていることをはじめて知った。これまで研究が重ねられてきた内容であっても時代の要請や変化の中でそうしたことが起こりうることに驚きを感じた次第である。前途が多難である予感を感じずにはいられない。

### 注

- [1] 阿部志郎「社会福祉教育のグランドデザインを描く」、「社会福祉研究」第86号、2003年4月、鉄道弘済会発行、18ページ
- [2] 岩田正美 改訂新版「生活分析から福祉へ」江口英一編著、光生館発行、2004年2月第4刷、第一章Ⅰの「生活とは何か」、1ページ
- [3] 岩田正美「日本の社会福祉の研究力」、「社会福祉研究」通巻第90号記念特別号、2004年7月、鉄道弘済会発行、9ページから10ページ
- [4] 岩田正美 改訂新版「生活分析から福祉へ」江口英一編著、光生館発行、2004年2月第4刷、第一章Ⅰの「生活とは何か」、2ページ
- [5] 江口英一 改訂新版「生活分析から福祉へ」江口英一編著、光生館発行、2004年2月第4刷、序、3ページ
- [6] 岩田正美 改訂新版「生活分析から福祉へ」江口英一編著、光生館発行、2004年2月第4刷、第一章Ⅰの「生活とは何か」、2ページ
- [7] 岩田正美 改訂新版「生活分析から福祉へ」江口英一編著、光生館発行、2004年2月第4刷、第一章Ⅰの「生活とは何か」、3ページ
- [8] 三塚武男著「生活問題と地域福祉」－ライフの視点から－、ミネルヴァ書房発行、1997年3月、81ページ
- [9] 三塚武男著「生活問題と地域福祉」－ライフの視点から－、ミネルヴァ書房発行、1997年3月、83ページ、図1 生活問題をとらえる基本的な柱と枠組み
- [10] 岡村重夫著「社会福祉原論」全国社会福祉協議会発行、1988年12月第4刷、社会福祉固有の視点－社会生活の基本的要求－、71ページ

### 参考文献

1. 社会福祉士養成講座「社会学」新版第2版、中央法規出版発行、2005年12月
2. 社会福祉士養成講座「公的扶助論」新版第4版、中央法規出版発行、2006年1月

3. 社会福祉士養成講座「地域福祉論」新版第4版、中央法規出版発行、2007年1月
4. 「社会福祉原論」新版第4版、社会福祉士養成講座、中央法規出版発行、2006年1月
5. 一番ヶ瀬康子・大友信勝・日本社会事業学校連盟編「戦後社会福祉教育の五十年」、ミネルヴァ書房発行、1998年11月
6. 社会保障講座5「生活と福祉の課題」、総合労働研究所発行、1981年9月
7. 岡村重夫著「社会福祉原論」、全国社会福祉協議会発行、1988年12月第4刷
8. 白澤政和・橋本泰子・竹内孝仁監修「ケアマネジメント概論」、中央法規出版発行、2000年9月
9. 白澤政和著「ケースマネジメントの理論と実際」－生活を支える援助システム－、中央法規出版発行、2003年2月
10. 古川孝順編「生活支援の社会福祉学」、有斐閣ブックス発行、2007年7月
11. 孝橋正一著 全訂「社会事業の基本問題」、ミネルヴァ書房発行、1977年12月全訂2版8刷
12. 三塚武男著「住民自治と地域福祉」、法律文化社発行、1994年1月

## Summary

Considering the Life Theory as a Basic Theory of the Social Work Education

Sachiko Isobe

Social welfare is based on people's living; therefore, the target of social welfare would be the same in meaning of people's living issues. This note argues that "Living Theory" should be a basic subject of the social work education.

**Keywords** Life, Labor, Life Problem, Social Policy, Life  
Life Support Society, Social Work Education

(2008年4月16日受領)